

令和7年第5回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年5月20日（火曜日）午前9時30分

2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室

3. 出席委員	教育長	石塚 康英
	教育委員	猪瀬 哲哉
	教育委員	石隈 利紀
	教育委員	戸部 明彦

4. 欠席委員	教育委員（教育長職務代理者）	櫻井 由子
---------	----------------	-------

5. 委員以外の出席者

教育部長	飯竹 永昌
教育参事	鈴木 邦弘
教育次長兼保健給食課長	松崎 剛
教育次長兼図書館課長	香取 美弥
教育総務課長	澤部 慶
学務課長	石橋 陽一
指導課長	丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当）	仲田 敦夫
生涯学習課長	秋山 和也
子ども青少年課長	長塚 逸人
スポーツ振興課長	稲村 忠弘
政策推進部次長兼文化芸術課長	飯山貴与子
子ども青少年課課長補佐	平野菜穂子

6. 書 記

教育総務課 課長補佐	鴨川 幸子
教育総務課 総務法規係 係長	中村 翔

7. 議 題

- 議案第16号 取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について
- 議案第17号 取手市社会教育委員の委嘱について
- 議案第18号 取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について
- 承認第17号 取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 承認第18号 取手市学校運営協議会委員の任命の変更について
- 報告16 取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命について
- 報告17 放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱について

報告 1 8	寄附の受入れについて
報告 2 1	寄附の受入れについて
報告 1 9	寄附の受入れについて
報告 2 0	いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. そ の 他

(1) 6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和7年第5回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届出が本日櫻井委員からございました。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか、会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

では、最初に教育長報告をさせていただきます。

まず、1番でございます。4月29日に、茨城南青年会議所を事務局としまして、取手市や観光協会、ライオンズクラブ等の関係団体が組織する運営協議会により第46回こども天国が開催されました。

青少年相談員の皆様が、啓発活動を兼ねてストラックアウトのブースを展示いたしました。ブースには409名の皆様に御参加いただきまして、青少年相談員17名、事務局3名が参加してストラックアウトを行うとともに、パトロールカードや薬物禁止啓発ティッシュを配布して、啓発活動に努めていただきました。参加者も楽しみながらストラックアウトに参加している様子が見られたところでございます。

続いて2番、取手アートギャラリーにて「市所蔵作品展 画家のみた風景」と「取手市長賞作品展」を開催しました。

物故作家から未来を担う作家の作品まで同時に鑑賞でき、取手市の文化活動が盛んであることを実感できる展示となりました。両展示合わせて789名の皆様に御来場いただきました。下の写真がそれぞれの様子でございます。

次のページに参りまして3番、5月の3日、4日に、市民会館の屋外特設ステージにおきまして、「取手ジャズフェスティバル 2025 Part 1」を開催いたしました。

竜ヶ崎一高、それから取手交響吹奏楽団、取手一中、それから市民のビッグバンド、国立音楽大学の学生など16組による公演会が盛況に行われまして、2日間で4,448人の方に楽しんでいただくこととなりました。

この後、秋にはプロの日野皓正さんのグループと、それから森山良子さんがゲストに来られるそうなんですけれども、このPart 2はこちら有料となりますけれども、11月22日に、市民会館にて開催する予定となっております。私からの報告は以上です。

それではこれより本日の議事に入らせていただきます。議案第16号、取手市特別

支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。本件について説明を求めます。学務課、石橋課長。

○学務課長（石橋陽一）

議案第 16 号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

提案理由ですが、国の特別支援教育就学奨励費の補助単価が改められたことによるものです。令和 7 年度の特別支援教育就学奨励費負担金国庫補助対象限度額等一覧、こちらにおきましては新入学用品費、小学校では令和 6 年度に 2 万 5,555 円から 2 万 8,530 円、中学校は 3 万 490 円から 3 万 1,500 円に引き上げられております。当市におきましても資料のとおり、規則中の金額について改正を行うものでございます。その他の費目については変更のほうはございません。

また、併せて今回第 7 条、認定の期間の条文になりますが、こちらの一部につきまして表記の修正を行ってございます。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

それでは本件について質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決します。お諮りいたします。議案第 16 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり決定いたします。

続きまして議案第 17 号、取手市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。本件について、説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。議案第 17 号の取手市社会教育委員の委嘱についてを説明させていただきます。

提案理由は、議案 1 ページのとおり取手市社会教育委員が 2 名退任されるため、令和 7 年 6 月 1 日付けで、新たに 2 名を委嘱するものでございます。

学校教育関係者として、取手市小・中学校校長会長の伊藤誠氏、社会教育関係者として、取手市小・中学校 P T A 連絡協議会の根岸孝一氏の 2 名を新たに委嘱します。任期は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日となります。

議案の 2 ページから 3 ページには参考資料としまして、社会教育委員の職務内容についてを記載しております。法的根拠は社会教育法となり、同法第 15 条で社会教育委員の設置について、18 条で委員の定数任期など必要な事項は条例で定めることと規定されております。文部科学省令を参酌し、取手市社会教育委員に関する条例にて、委員の定数、任期などを定めております。条例及び社会教育法の関連条文を抜粋しまして掲載しておりますので、御参照ください。

次に職務ですが、議案 3 ページの社会教育法第 17 条第 1 項を御覧ください。1 号に、社会教育事業の計画や予算を検討し意見を述べること。2 号に、社会教育関係団体に対し補助金を交付する際に、意見を述べる。3 号に、前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うことと定められております。

会議につきましては、取手市社会教育委員会会議運営規則第 4 条第 2 項に基づき、年 2 回の定例会を開催いたします。

任用形態は、非常勤特別職となり、報酬は年額 5 万 5,000 円となっております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件に対して質疑、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質疑、御意見なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りします。議案第 17 号は原案のとおり決することに御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 18 号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。本件について説明を求めます。澤部教育総務課長。

○教育総務課長（澤部慶）

教育総務課の澤部です。議案第 18 号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について御説明を申し上げます。

1 枚目を御覧ください。提案理由となります。令和 7 年度取手市奨学生の選考を実施するため、奨学金貸付条例第 11 条に基づく奨学生審査会について、同条例施行規則第 6 条の規定により別紙のとおり委嘱又は任命を行うものでございます。

1 枚お進みいただきまして、根拠条文のほうを先に御覧ください。3 枚目となります。議案第 18 号参考資料ということで根拠条文をお付けしております。奨学金貸付条例第 11 条において奨学生の選考について審議を行わせるため奨学生審査会を置く、及び条例施行規則第 6 条の規定に基づきまして、審査会の組織についての定めがございます。

令和 7 年度の奨学生の募集につきましては、令和 7 年 2 月 25 日から、つい先日 5 月 16 日までの期間に募集を行わせていただきました。お一人の方から現時点で、奨学金の貸付けを御希望される旨のお申出をいただいておりますので、こちらの議案の議決をいただきました後、奨学生審査会を開催の上、奨学生として妥当かどうかの適否を審査をした上で奨学金の貸付けを決めていくという流れとなります。

1 枚お戻りいただきまして、2 枚目、奨学生審査会委員の委嘱及び任命についてを御確認いただければと思います。任期、令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとしまして、先ほど御説明をいたしました、施行規則の組織に基づきましてそれぞれの方を委嘱又は任命をさせていただくものでございます。私からの説明は以上です。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは本件につきまして質疑、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは質疑、御意見なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りします。議案第 18 号は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして承認第 17 号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。本件について説明を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田でございます。承認第 17 号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について御説明いたします。

取手市いじめ問題対策連絡協議会委員は、取手市みんなでいじめをなくすための条例第 18 条に基づいて委嘱しており、いじめ防止基本方針において、委員は警察や児童相談所、民生委員などとされております。

令和 7 年度の協議会では、新たに変わった委員 14 名と、昨年度からの継続委員 22 名の計 36 名で協議してまいります。

参考資料として、取手市みんなでいじめをなくすための条例を抜粋したもの、それから、取手市いじめ問題対策連絡協議会運営規則のほうを載せさせていただいております。委嘱の承認をお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

説明が終わりました。本件について、質疑、御意見がありましたらお願いいたします。

1 回目の会議は既に、先日行ったところですよ。いつでしたっけこれは。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

5 月 9 日でございます。

○教育長（石塚康英）

5 月 9 日に既に第 1 回が実施されたと。ワークショップなどでも大分活発な皆さんの協議が行われて、いじめ防止に向けての取組を推進しようということで進められました。それでは、質疑、御意見ございますか。

それではこれより承認第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。承認第 17 号は報告のとおり承認することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって承認第 17 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。続きまして承認第 18 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。本件について説明を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。承認第 18 号の取手市学校運営協議会委員の任命の変更についてを御説明いたします。取手市学校運営協議会委員のうち、取手市立藤代中学校学校運営協議会委員の任命の変更について、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年 4 月 1 日付けで専決しましたので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

取手市学校運営協議会委員の任命に関しましては、令和 7 年 4 月 1 日付けで専決し、令和 7 年第 4 回教育委員会定例会において報告し承認をいただきました。その後、取手市立藤代中学校学校長より、委員 1 名についての変更の申出がございました。同校の委員 1 名の変更任命について、令和 7 年 4 月 1 日付けで専決いたしましたので報告し承認を求めるものでございます。以上で承認 18 号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（石塚康英）

本件について何か質疑、御意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは御意見なしと認めます。

これより承認第 18 号を採決いたします。お諮りします。承認第 18 号は、報告のと

おり承認することに御異議ございませんか。——では異議なしと認めます。よって、承認第 18 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告 16、取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命についてを議題といたします。報告を求めます。秋山生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。次に報告 16 の取手市訪問型家庭教育支援協議会委員及び取手市訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命についてを説明させていただきます。

この事業は、取手市訪問型家庭教育支援事業実施要綱に基づき実施し、目的は家庭教育支援チーム員が家庭訪問を実施することで、保護者への支援を通じて子どもたちの育ちを支え、地域における家庭教育の充実を図るものでございます。平成 30 年度から実施しており今年度で 8 年目を迎えます。

令和 7 年度は、5 月 29 日に今年度第 1 回目の取手市訪問型家庭教育支援協議会を開催し、訪問型家庭教育支援協議会委員と、訪問型家庭教育支援チーム員の委嘱及び任命を行います。

1 ページを御覧ください。協議会委員の名簿になります。新任の委員については新任と記載しております。次に、2 ページを御覧ください。訪問型家庭教育支援チーム員の名簿になります。元取手市立小中学校の校長に委嘱しており、再任となる 4 名、新任となる 2 名、合計 6 名となります。

支援チーム員の任期は令和 7 年 5 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。協議会の中では、支援チーム員から実際の活動について報告をいただく予定となっております。5 月 29 日の協議会開催の後、6 月までにはチーム員会議を開き、チーム員の活動を開始する予定となっております。

事業の内容としましては、市校長会から推薦を受けました取手小学校、白山小学校、取手東小学校、藤代小学校、六郷小学校、久賀小学校、桜が丘小学校の 7 校の新入児童 1 年生の全家庭に戸別訪問を実施予定となっております。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

本件に関して質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。事業の内容についての質問と、人選についての確認なんですけど、事業は基本的に御家庭を訪問してということだと思んですけども、それでこの取手市の場合、以前説明があったかもしれませんが、どういう家庭訪問をしているのか。例えば 1 年生の家庭全員とか、援助のニーズが強いところとか、それぞれ市町村によってこの訪問先のターゲットの当て方が違うと思うので、教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。訪問対象につきましては、対象校の小学 1 年生全家庭についてアプローチしまして、訪問のほうを行っていきたいと考えております。また、訪問の上面会が出来なかった場合も不在に対しての通知等を置きまして、何度かアプローチして訪問を達成していくというような形で行っております。

○教育長（石塚康英）

はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

小学1年生のときに全家庭ということで、小学1年生全員というそういうやり方で、とても重要なところかなと思うんですけど、人選のほうで特に具体的についていうんではないんですけど、御家庭としても訪問を受けることに対して、やはり抵抗がある御家庭も現在あると思うんですね。そういう場合、どういう人が行ってどういう支援ができるのかなという具体について考えるわけですけど、もちろん、今回名簿を見ると元校長先生で学校教育の専門家である、家庭教育にも詳しいことは異論を待たないところですけども、御家庭の受入れというところで、それぞれ役割分担で、元校長先生のような立派な方が行くのがいいのか、児童委員とかそういう近いフットワークの軽い人に行ってもらって、困ったことについてはこういう専門家に聞くのがいいのかというところの確認と、今まで取手市の訪問型家庭教育支援チームの事業の評価をされてきて、どのぐらいうまくいって、どこが課題かというのあれば、教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（秋山和也）

生涯学習課秋山でございます。お答えいたします。この事業の実施要綱におきまして、チーム員については、まず一つが学校教育又は児童福祉に関し優れた識見を有する者にチーム員を委嘱するとなっております。その点の考え方から、退職学校長に現在は委嘱しているというところでございます。

また、同条には、民生委員・児童委員についても、このチーム員の対象となりうるということでまとめております。以前にも民生委員・児童委員のチーム委員への委嘱も考えてみたいという御意見をいただいております。今後につきましては、事業の実施に当たりまして、民生委員・児童委員への委嘱についても考慮に入れて考えていきたいと考えております。

また、事業の評価につきましてなんですが、令和6年度の活動実績をここでお話しさせていただきます。令和6年度、7校の小学校を対象に新入児童を対象とさせていただき、訪問させていただきました。対象戸数350戸のうち、面談戸数は319戸、約91パーセントの世帯に面談が出来たということで、かなり高い割合で保護者の方と接触出来たのかなというふうに考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。ほかございませんでしょうか。これ橋渡し的な部分が大変多くて、ベテランの校長先生ですと、これをどこにつないでいけばいいっていうのが、やはり今までの経験から非常に見識があるというところはあるのかもしれないということですね。

○教育委員（石隈利紀）

窓口機能としては、そこら辺上手に、今も言っていたように、民生委員・児童委員の方も入っていくなどうまくね、なかなか受け入れてくれないところはそういうところの活用とか。つなぎ役は元校長先生がネットワーク強いので。

○教育長（石塚康英）

了解しました。今度元教育委員の小谷野先生や、一昨年校長退職したばかりの根本

校長先生、若手ということで、またフットワーク軽くやっていただけるのかと思っています。ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 16 の質疑、御意見を終結いたします。

続きまして報告 17、放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱についてを議題といたします。本件について報告を求めます。長塚子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

子ども青少年課長塚です。それでは報告 17、取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーターの委嘱について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条第 2 項に基づき、令和 7 年 5 月 1 日付けで、新たに取手市放課後子どもクラブ協働活動サポーター 3 名を委嘱しましたので、御報告いたします。委嘱期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

次のページの報告 17 参考資料を御覧ください。協働活動サポーターは有償ボランティアであり、主な業務はコーディネーターが企画した放課後子ども教室プログラムの実施におけるサポート業務を行うものとなっております。

なお、これまで放課後子どもクラブにおいて、宿題補助など学習の支援を行える職員が不在となっていました。1 ページ名簿、3 番目の下田氏については、学習塾等で勤務経験がございます。このようなことから、下田氏には戸頭小学校及び山王小学校の放課後子どもクラブで宿題等の学習支援を行っていただいているところでございます。説明は以上となります。

○教育長（石塚康英）

それでは本件につきまして、質疑、御意見がありましたらお願いいたします。戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

御説明ありがとうございます。第 8 条第 3 項のところにコーディネーターの企画したプログラムの実施について書いてあるんですけども、昨年度、どのような内容で実際に実施したかをお知らせいただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○教育長（石塚康英）

はい、子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えいたします。平日の開催時につきましては、サイコロの展開図などから立体図形を学ぶようなプログラム、それから夏休み等の長期休業期間におきましては、茨城県の教育プログラムなんかもありますので、そういったおもしろ理科先生とか、防災教室とか、様々な子ども教室事業というのを実施しているところでございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございます。それぞれいろいろなプログラムが実施されるかと思いますが、今回、学習のサポートということで新しく委嘱された方も出てきたのが非常にいいのかなと思いました。目的に合った人を選出するというのも非常に大切かと思いますので、実際に各放課後子どもクラブのほうで必要としている内容に合わ

せて、こういう委嘱というのも、今後とも対応していただければありがたいなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかありますか。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました。こういう有償ボランティアの方の活動は、ますます重要になってくると思うんですが、謝礼なんですけども、1時間1,080円で交通費の支給はなく、謝礼支払い時に所得税を天引きする。ちょっと私、税金のことはよく分からないんですけど、所得税というふうに考えていくと1,080円は所得ということですよ。ということは、所得は払うけども交通費は払わないというのは、何か矛盾がある。個人で実費なので、別に所得ではないので、ボランティアとはいえ、何か今後検討する機会があれば、時給の考え方は最低賃金とかいろいろあると思うんですけど。それも検討するとしても、交通費は実費程度はあったほうがいいし、所得税の対象が1時間であるならば、交通費払うことにも矛盾はないのかなと。今後検討していただければと思います。やっぱりボランティアをやる方っていうのはだんだん減ってきていて、本当にありがたい方なので、最低限のことはしたいなという考えです。

○教育長（石塚康英）

はい、長塚子ども青少年課長。

○子ども青少年課長（長塚逸人）

お答えします。交通費の設定というのは現在ないんですけれども、今後、謝礼の額等含めて、金額の改定といったものは検討していきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。はい、戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

今、石隈委員のほうから時給についてお話がありましたけども、やはりもう一度今回のこの子どもクラブの協働活動サポーターだけでなく、そのほかのボランティア等にも関しまして、時給面などについてはもう一度見直しが必要なんじゃないかなと思うんですね。昨今の社会の現状を考えていくと、やはり年々値上がりしている部分がありますので、そういうことも十分加味しながらやはりこう考えていくこともどうかと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

既に実施はしていると思うけれども、やっぱり近隣市町村のこういったものの額も参照しないと、やはり人材確保っていう面では流れてしまうというところもあるかと思うので、その辺しっかりと調査をしてください。そのほかよろしいでしょうか。それではこれにて報告17の質疑、御意見を終結し、報告17の議事を終わりにいたします。

続きまして報告18、寄附の受入れについてを議題といたします。本件について報告を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。報告18、寄附の受入れについて御報告いたします。戸頭在住の宮崎正様から、戸頭中学校の音楽振興のために、コントラバス1台とサクソフォン1本の御寄附を4月18日に戸頭中学校において受け入れたものです。3枚目のほうに写真のほうが掲載されております。

宮崎様は、NPO法人全日本シニアアンサンブル連盟の副理事長を務められており、取手市はもとより全国規模で、楽器を演奏する高齢者に、健康的かつ創造的なライフスタイルの提供に尽力をされていらっしゃる方です。

なお感謝状につきましては、寄附者の御希望により、戸頭中学校を通して贈呈をする予定となっております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

本件について、質疑ございますでしょうか。

本当ありがたいですね。子どもたちが大変喜んでと思います。ぴかぴかのサクソフォンなんかは、魅力的ですね。それではこれにて、報告 18 の質疑、意見を終結いたします。以上で報告 18 の議事を終了します。

続きまして、議事の番号が前後しますが報告 21 を先に議題といたします。資料につきましては本日追加で配付しましたので、御確認ください。説明報告を求めます。石橋学務課長。

○学務課長（石橋陽一）

学務課の石橋でございます。報告 21、寄附の受入れについて御報告いたします。こちらは永山青年会様から、永山小学校校内の環境改善のために、スポットクーラー 2 台の御寄附を 5 月 12 日に永山小学校において受け入れたものです。こちら 3 枚目のほうに写真のほうが掲載されております。

こちらのスポットクーラー、性能としましては 9 メートル先、6 メートル範囲のエリアに冷気を送ることが可能ということで、永山小学校は吹き抜けとかオープンスペースが多くなっておりますので、こちらのスペースのところでの活用が期待されるものとなっております。

こちらの寄附につきましても、感謝状は寄附者の御希望により、永山小学校を通して贈呈を行う予定となっております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。質疑、御意見ございましたらお願いします。はい、猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

こういう団体さんだったり、個人からの寄附って本当にありがたくて、永山青年会さんは地域とすごく密着してるイメージがあって、お祭りだったりとか。こういう方がやっぱり学校と密になって、今行っているコミュニティースクールだったりそういうのにつながって、またモデルケースのような、永山小は、そういう良い環境に置かれてるなというのは感じました。

本当に学校からも、各皆さんもそうなんですけど、やはり感謝をしていただいて、お礼を述べていただきたいなと思っております。ありがとうございます。以上です。

○教育長（石塚康英）

まさに、永山小中には青年会の会長さんも御参加いただいて、地域で子どもたちをっていう御意見がたくさん出てくるのは大変うれしいところですよね。そのほかよろしいでしょうか。質疑、御意見なしと認め、これにて報告 21 の質疑、意見を終結します。報告 21 の議事を終わりにします。

続きまして報告 19、寄附の受入れについてを議題とします。本件について報告を求めます。飯山政策推進部次長兼文化芸術課長。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課飯山です。報告 19、寄附の受入れについて御報告いたします。寄附者は、

大畑久子様。寄附の内訳といたしましては3ページを御覧ください。大畑久子作、日本画「春宵」F100号、サイズは約、縦162センチ、横130センチ、額装となります。2006年に製作されたものです。

寄附の経緯といたしましては、大畑久子氏は、寺田弘弼氏と三縄健氏に師事し、現在、日本美術家連盟と取手美術作家展の会員でおられます。日本画は、円山応挙氏から結城素明氏、寺田弘弼氏と画系をたどることができ、大畑久子氏はその流れをくんでおられます。大畑久子氏は、取手市が芸術文化政策を継続していくに当たり、取手地域の日本画史を回想する際などに御活用いただきたいとして、代表作の「春宵」を寄附されました。

寄贈は、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱の寄附の条件に合致することから、受け入れさせていただきます。受領日は令和7年3月18日。なお、その他表彰等は辞退されておられます。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

御意見、御質問がございましたらお願いします。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

すいません、ちょっと質問なんですけど、こちらすごい絵をいただいて、どのあたりに飾る予定なんでしょうか。

○政策推進部次長兼文化芸術課長（飯山貴与子）

現在、まだ飾る場所、展示場所は未定でございます。今後の活用方法といたしましては、教育長の報告からございましたように、所蔵作品展等で定期的にいろいろな作品を展示していこうかと考えております。

○教育長（石塚康英）

先日、アートギャラリー、VIVAにおきまして、校長先生たち全員が集まっての対話型鑑賞ツアーの体験会というのを、全校長にやってもらいました。先日御報告しましたように、今年度から小学校3年生全児童が、アートギャラリーにおいて対話型鑑賞ツアーをやると。そういう中で、子どもたちにもこの取手市が文化芸術において非常にすばらしい街なんだということを浸透させていきたいなという思いがあるんですけども、こういった頂いた作品についても、子どもたちにも紹介できるような方法で考えていければと思っているところです。そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれにて報告19の議事を終わりにいたします。

続きまして報告20、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。仲田教育総合支援センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

教育総合支援センター仲田です。報告20、いじめ防止策の取組状況に関する報告について御説明いたします。まず、1の教育相談主任研修会についてですが、取手市の特色ある学校教育の取組の一つである、教育相談部会システムの充実した運営のために、年2回程度、教育相談主任、学校連携支援員、学校教育相談員を対象に研修会を行っており、取手市スクールカウンセラー・スーパーバイザーの藤原一夫先生を講師として4月30日に第1回目の教育相談部会を実施しました。今後も、教育総合支援センターでは、学校連携支援員、学校教育相談員、スクールカウンセラー・スーパーバイザーと連携を図りながら、教育相談部会システムが子どもたちのために、効果的な取組となっていくよう、また、いじめ、不登校の再発防止等の取組についての意識を高めていくようにしていきたいと思っております。

続いて、2のいじめ問題対策連絡協議会についてですが、先ほどもありましたように、5月9日金曜日に第1回目を実施いたしました。本協議会は、いじめ防止対策推進法第17条第1項及び取手市みなでいじめをなくすための条例第18条第1項、第2項の規定により、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、取手市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発等を行うためのものです。

協議会の委員は、学校関係者だけでなく、民生委員主任児童委員、人権擁護委員、青少年相談員連絡協議会、小・中学校PTA連絡協議会、児童相談所、警察署、取手市青少年センターなどです。

今年度の第1回目は、日本スクールカウンセリング推進協議会理事、日本教育カウンセラー協会理事の藤川章先生を講師にお招きして、いじめの起きにくい学校、発達支持的生徒指導の方法という議題で御講演をいただき、その後、グループ協議を行いました。

御講演の中では、解決しようとするのではなく、まずは相手の不安な気持ちを理解すること。望ましい人間関係の形成や、共同的な問題解決能力の育成に向けて、意図的、計画的に場を設定することが大切であるという話がありました。

また、グループ協議では、いじめが起きにくい学校、街とはというテーマで、どのグループでも熱心な協議が行われていました。参加者の声の中でも、ふだん交流することが少ない方々と協議出来たことがとてもよい機会であったとの感想が多く見られました。

今後も、PTAや地域の関係団体と学校関係者における協議を充実したものにし、地域ぐるみの取組を推進していけるよう、第2回の開催に向け、運営や議事の内容について、センターで検討してまいります。私からの説明は以上です。

○教育長（石塚康英）

以上でございます。質疑、御意見ございましたらお願いします。はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございました、充実した研修が行われていると思います。質問なんですけど、教育相談主任研修会で、システム導入の経緯や趣旨、それから目的、実施方法ということですが、現在教育相談システムが、いじめ自死事案から始まったわけですが、その強化がどのように進んでるかっていうか、今の教育相談部会システムの課題とか、成果とかがあれば教えていただければと思います。

○教育長（石塚康英）

センター担当課長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

御質問ありがとうございます。現在の教育相談部会についてですが、今年で6年目になります。昨年度までは、どうしてもその教育相談部会、それから生徒指導主事研修会、別個のものとしてやっていた部分もありました。ただ、今年度に関しては、教育相談部会の中でも、不登校が中心になっていたところもあったので、今年度は、不登校の原因、その背景にはいじめがあるものもあるかもしれませんので、いじめに関する生徒指導部会に今まで上がっていた事案なども、教育相談部会のほうに上げていただいて、教育相談部会をもう少し充実したものにしていこうという取組になっております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

はい、石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

とても良いことだと思います。あと組織的に、例えば生徒指導部会には、教育相談主任は出席していますか。あるいは逆もですけど、その二つをお互いに主任、主事が、両方出ることによって相互の協働というか、それがより充実すればいいという、そういう趣旨です。すいません、確認です。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

正直言いますと、生徒指導主事研修会、相談部会に関しては、学校の規模にもよるんですが、小さい学校ですと、生徒指導主事研修会それから教育相談部会が一緒になってしまっているところもあるんですけども、学校によっては生徒指導主事と教育相談主任というのが違いますので、別個になっています。ただ、別々に話し合われたことに関しても、必ず共通理解を図るということでこちらのほうからも働きかけをしております。

○教育委員（石隈利紀）

ありがとうございます。もう、小さいところは幸か不幸かっていうか、私はいいと思うんです、一緒にやっていて、中規模以上は別ってというのは、別というと両方充実しているように思えるんですけども、いじめ自死事案以来、取手市では教育相談体制を強化しようということで、教育相談の部会やって主任をやってって、これはいいことなんですよ。だけど、今後の実質的な課題としては、大きな生徒指導、もう生徒指導提要に示すところに生徒の支援ですので、教育相談は、生徒指導の中核の活動とするとされてますので、もう一体化なんですよ。

実際に不登校やいじめに関する事案も、これは教育相談で、これは生徒指導っていうのは、実際にはそれはないわけですよ。今まで言われたように、教育相談では不登校を中心にやってきたけど、いじめ等も積極的にやりましょうということなので、行く行くはもう、組織的な統合も視野に入れつつ、現時点ではそれぞれの代表が、それぞれの会議には原則として出て、共通理解を図るという方向で検討してみるといいと思います。

○教育長（石塚康英）

さっきセンター長の発言の中に生徒指導主事研修会っていう言葉があったんですけど、それは学校だから、生徒指導部会では。

○教育総合支援センター担当課長（仲田敦夫）

失礼しました、生徒指導部会ですね。

○教育長（石塚康英）

生徒指導部会だよ。生徒指導部会と教育相談部会の連携についても、今石隈委員から御指導あったように、大きくりでどう組織化できるかっていうところをしっかりと検討していければと思います。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。それではこれにて報告 20 の質疑、意見を終結し、議事を終わりにいたします。

次にその他に入ります。その他の 1 点目としまして、昨日の時点で委員の皆様には御報告をさせていただきましたが、市内市立学校で発生した給食の異物混入事案につきまして御報告を申し上げます。説明を求めます、松崎教育次長兼保健給食課長。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

保健給食課の松崎です。昨日の取手市立給食センターで調理された給食への異物混入につきまして、改めて報告をさせていただきます。

昨日、取手市立藤代中学校の教職員の給食の配膳を行っていたところ、ハンバーグのソースに混入した状態の長さ約5ミリメートルの金属片のようなものを発見しました。その後、生徒の喫食開始前であったということから、ハンバーグの提供を中止しました。異物を口にした生徒はいないということでございます。

また、同じ献立を提供している各学校に確認、周知、喫食停止の連絡をしたところ、藤代南中学校、こちらにおきましても、ハンバーグに長さ約6ミリ程度の同様の金属片のようなものが混入しているということが確認されたところでございます。いずれの学校でも、生徒、教職員のけがはなかったというふうに確認をしております。

小学校、幼稚園につきましても、同じメニューが提供されているんですけれども、小学校、幼稚園のほうの喫食の時間が中学校よりも少々早いものですから、既に食事を終えていたというところで、ただ各幼稚園、小学校に確認をとった中でも、そういった事例はなかったというような確認がとれているところでございます。

原因でございますけれども、原因につきまして、今現在調査中でございます。竜ヶ崎保健所の立入検査が昨日あったところでございましたけれども、特定には至ってないところでございます。ただ、給食センターの調理釜の上部に設置された換気ダクトのところに、同様にかなり似た金属片のようなものがあったということがございまして、混入した異物も含めまして、成分の分析を行う予定であります。

認知からの対応ということで、特に藤代南中学校の他の学級及び同献立を給食提供しているところ、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、事案はなかったというところでございます。

あと教育委員会から、センター方式の給食を受けている全保護者に対しまして、事故報告のメールを配信しております。

あわせまして、今日の給食の提供でございますけれども、調理釜のところを使用するスープを除きまして、通常のメニューで提供する予定でございます。スープで使用する調理釜の上部のところが可能性があるというところで、そのエリアは使用せずに、それ以外のところで給食を作りまして、提供ということで予定しております。

明日以降の対応なんですけれども、現時点では、排気ダクトの修繕等の対応ということで今調整をしております。その間、その部分の、調理器具以外のところも、対応中ということで使用が出来ないことが想定されますので、その間は給食センターで調理するメニューの提供を中止するというところで調整しております。主食の米飯であったり、牛乳等の提供は可能ということですので、その部分を提供いたしまして、それ以外につきましては、おかず等を持参していただくということで準備をしているんですけれども、明日のメニューにつきましては、実際に緊急対応用のカレー等が可能なので、明日のメニューまでは、おかずの持参はお願いしない対応で予定しております。木曜日、金曜日以降につきましては、状況に応じて、おかずの持参ということで、かなり暑いので、傷みの少ないようなものであったりとか、あとは保冷剤などを入れていただくとか、いろいろな工夫をしていただくようなお願いをしていくような予定で今進めているところでございます。

あわせまして、先日4月30日の異物混入の関係があったところなんですけれども、そのほう、最終的な報告ということで、今報告をさせていく準備をしているところであるわけなんですけれども、今製麺業者からのお話のところから、教育委員会の判

断としては、製麺の製造過程でという可能性が高いというふうに認識しておりまして、それについての最終報告というのを今進めているところなんですけれども、今回の事案もあったところなので、ちょっと情報が混乱する可能性があるので、報告の仕方のほうも、今ちょっと、教育委員会の中でも、混乱を招きにくい、招かない手法で書いて報告できるような準備を今検討しているところでございます。私からの報告は以上でございます。

○教育長（石塚康英）

委員から何か確認したいことがございましたら。猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。早期の、8時の段階でメールが来て、素早くこうやっていくんだというメールを送られてきて安心したところであります。そしてまず生徒、先生にけががないということで、安心はしました。こういうときもやっぱり、藤代結構人数いるんですが、そういう代替食の用意というの、ストックして、全員にこの代替食を賄える分は、備蓄してあるということですのでよろしいんですかね。

○教育次長兼保健給食課長（松崎剛）

お答えさせていただきます。緊急対応ということですのでそのまま出せるカレーというものを、全校分用意しておりまして、緊急のときにはそれを提供できるというような準備をしております。明日のメニューで、緊急対応のカレーを主食ということで、おかずがなしということになるんですけれども、提供するという事で対応しています。

そのように緊急のときには対応できるような準備も、今後も引き続き、しっかりとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。あとおかず持参ということで、本当暑くなってきてその辺の注意だけがやっぱり、各家庭によって、何か温度差とは言わないですけど、時間をかけられるかどうかによってもあるんで、その辺がちょっと心配出てくるのかなと思って、引き続き御対応よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長（石塚康英）

その排気ダクトの修繕について、業者にもう今朝から入ってもらって見てもらっているところで。回転釜のところ以外もやるのかとか、いろいろこう、修繕の範囲にもよってきますし、回転釜以外のところを使えるのであればそこだけでもおかずをと、今いろいろな構想、選択肢というか、出てくるパターンが違ってらるんですね。ただやっぱり木、金、場合によっては今お話があったように、おかず持参を保護者に求めるということになると家庭の負担がやっぱり大きくなってくるので、持って来てもらうことが決定するならば、いち早く、保護者にホームアンドスクールで連絡するようにということで今準備をしているところなんです。いかんせんどこまで修理が必要かっていうところとか、ちょっと不正確なところがありまして。とはいえ、一刻も早く保護者には依頼ができるように準備をしているところです。戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

原因のほう、今確認しているということなんですけれども、例えばよく原因として挙げられているのが調理器具の一部であるとか、製造器具の一部であるとか、そういうのが過去にも、やっぱり何件か全国的に起きてるかと思うんですね。大体、傾向的にはこんな傾向かなってことも多分つかめてる部分かと思っておりますので。夏休みなど給

食止めてるときは多分、いろいろ点検等も入ってくるかと思うんですけども、耐久年数とかも十分考えながら、やっぱり早め早めの対応をしていかないと、今後また続くと思いますので、その辺十分教育委員会でも理解して進めてるところかと思いますけども、よろしく対応のほうお願いしたいと思います。

先ほどありましたけども、非常に今日もかなり暑くなってますし、また、子どもたちが弁当持参となってくるとやはりまた別な面での問題等も起きる可能性も出てきますので、その辺については十分注意のほうお願いしたいなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

よろしいでしょうか。それでは以上で、その他1点目を終わりにします。続いて2点目、6月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について、事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（鴨川幸子）

事務局より御報告いたします。まず、6月予定行事報告表、本日現在のものがお配りされているかと思います。なお教育委員会定例会は、6月25日水曜日、午前中を予定しております。御通知をいたしますので改めて御確認いただければと思います。

またこの予定表にはないのですが、例年実施しております教育委員会の学校訪問を、6月下旬から10月下旬にかけて実施したいと考えておりまして、日程を調整しております。確定いたしましたら連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上になります。

○教育長（石塚康英）

確認したい事項がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、今定例会に付議されました議事の審議は全て終了いたしました。これにて、令和7年第5回教育委員会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前10時26分閉会